

研究会開催の背景と検討の進め方

消防救急無線のデジタル化

消防救急無線

消防本部と消防・救急隊を結ぶ無線通信網であり、消防本部から消防隊・救急隊への指令、消防隊・救急隊から消防本部への報告などに使用される、消防救急活動に必要不可欠な無線網

消防行政分野からの要請

■ 消防活動の高度化

- ①チャンネル数の増加により、大規模災害時において、一斉同時ではなく、事案毎の指示を個別の消防部隊に出すことができる。
- ②通信の秘話性向上により、搬送患者等の個人情報保護することができる。
- ③消防・救急車両の位置情報等のデータ伝送を可能にする。

電波行政分野からの要請

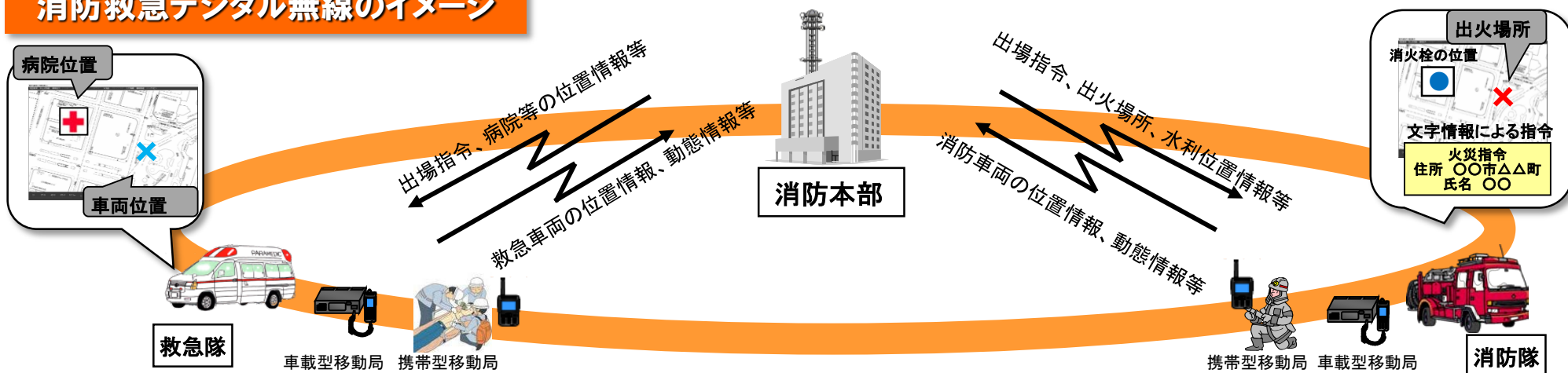
■ 電波の有効活用

- ①携帯電話や無線LAN等、新たな電波利用ニーズの出現により、現在電波は、大変逼迫した状態である。
- ②デジタル方式は、従来のアナログ方式に比して、電波の有効利用が可能である。

平成28年5月末(※)までにデジタル化を完了

(※)電波法関係審査基準及び電波法第26条第1項の規定に基づく周波数割当計画により規定

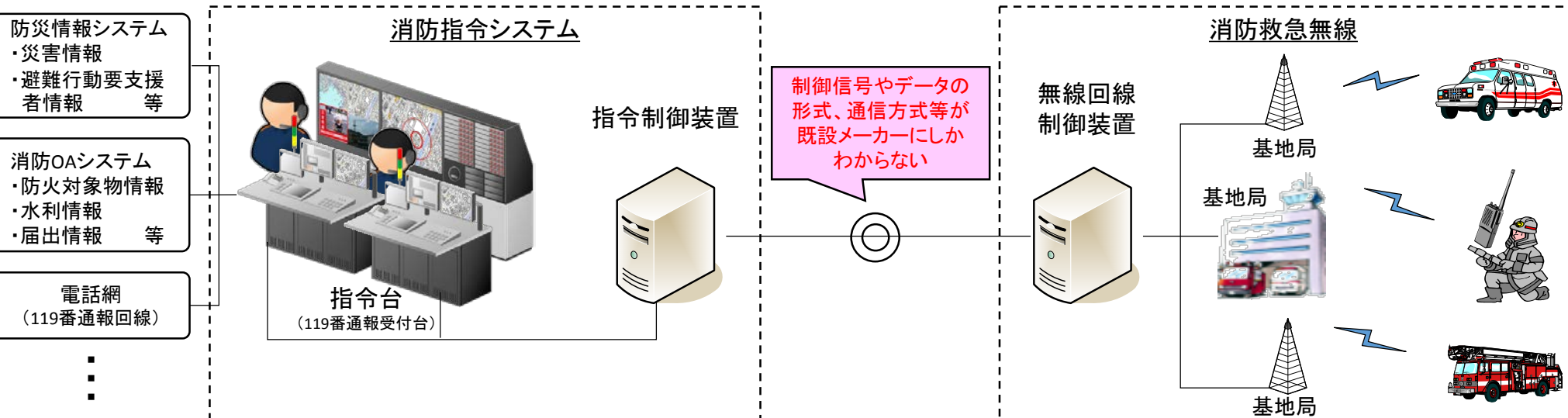
消防救急デジタル無線のイメージ



消防指令システムと消防救急無線の共通インターフェース仕様の必要性

消防救急デジタル無線整備事業における課題

- 全国の消防本部で行われてきた消防救急デジタル無線の整備事業において、複数のメーカーによって談合が行われていたとして、平成29年2月2日に公正取引委員会から排除措置命令等が行われた。
- 同委員会からは、これらの事業において、発注者である消防本部等にも、特定の製造販売業者の仕様を発注仕様書等に記載している疑いのある事実が認められたとして、今後同様のことがないよう留意する必要がある旨の連絡が行われた。
- こうした事態を受けて消防庁が各メーカーにヒアリングを行ったところ、消防救急無線が接続される消防指令システムとの間のインターフェースがメーカー毎に異なる仕様となっており、既設の消防指令システムと連携して動作する無線設備は特定のメーカーの製品のみの場合があることが明らかになった。



今後、消防指令システムや消防救急無線の更新の際に同様の問題が生じないようにインターフェースの標準化が必要。

検討項目とスケジュール

検討項目

今後、消防指令システムや消防救急無線の更新の際に同様の問題が生じないように、以下①、②について検討を行う。

- ① 消防指令システムと消防救急無線の間の接続に関する共通インターフェース仕様の策定
- ② 新たな技術の進展も見据えて、消防救急無線や消防指令システムを整備する際の仕様書の記載内容等の留意すべき事項をとりまとめ(ガイドラインの作成)

スケジュール(案)

